

令和7年度

新婚生活を応援します！

(伯耆町結婚新生活支援事業)



これから夫婦として新生活をスタートさせようとする世帯を対象に、結婚に伴う新生活のスタートアップにかかる費用（家賃、引越費用等）を支援します。

対象世帯

◆新婚世帯（主な要件）

- ・婚姻日（婚姻届提出日）が令和7年1月1日から令和8年3月31日
- ・夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下
- ・夫婦の前年の所得の合計が500万円未満（世帯収入約680万円未満に相当）

○詳しくは裏面のフローチャートをご確認ください。

◆継続補助世帯

令和6年度に伯耆町結婚新生活支援補助金の交付を受けた額が補助上限額に達しなかった世帯

申請期間：令和7年5月12日(月)～令和8年3月31日(火)

※3月に申請予定の方は必ず2月末までにご相談ください

対象経費 ◆令和7年4月1日から令和8年3月31日に支払った次の費用

新居の住宅費	① 新居の購入費 ② 新居の家賃、敷金・礼金、共益費、仲介手数料 ③ 新居のリフォーム費用 ※夫婦いずれか又は、双方の名義の新居が対象です。
新居への引越費用	④ 引越業者や運送業者に支払った引越費用

補助額

①夫婦ともに**29歳以下**の新婚世帯：**上限60万円**

②夫婦ともに**30歳以上39歳以下**の新婚世帯：**上限30万円**

③継続補助世帯：前年度の補助上限額から交付を受けた額を差引いた金額

※本補助金の所得区分は「**一時所得**」に該当します。

(他の一時所得とされる所得との合計額が50万円以下の場合、確定申告の必要はありません。)

対象世帯フローチャート



START

婚姻日が令和7年1月1日から
令和8年3月31日の間である

いいえ

はい

婚姻日時点の年齢が
夫婦ともに39歳以下である

夫婦の双方または一方が
令和6年中（R6.1.1～
R6.12.31）に貸与型奨学金
を返済している

令和6年中（令和7年度所得証明書
で確認）の夫婦の所得の合計金額が
500万円未満である

夫婦の所得の合計から
令和6年中に返済した奨学
金の額を引くと500万円未満
になる

以下のすべてに該当する

- 申請対象の住居が伯耆町内にあり、
夫婦の双方または一方の住民票の住所がその住居の住所になっている
- 夫婦ともに町税等の滞納がない
- 申請から3年以上継続して伯耆町に居住する意思がある
- 夫婦の双方が過去にこの制度に基づく補助を受けていない
- 他の公的制度による補助を受けていない

対象となりません

対象となる可能性があります。

申請を希望する方は、必要書類をご用意のうえ、住民課へご提出ください。
○必要書類など詳しくは町ホームページをご覧ください。
住民課までお問い合わせください。

【お問い合わせ・申請先】
伯耆町役場 住民課 0859-68-3115

町HP▷

